

ASAHI NEWS

令和6年1月10日
第166号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 1月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

- 1月10日：源泉所得税の納期限
- 1月22日：源泉所得税の納期限(特例適用者)
- 1月31日：支払調書、給与支払報告書の提出
- 1月31日：償却資産申告書の提出

経営・経済

- 1月05日：消費動向調査発表(内閣府)
- 1月11日：景気動向指数速報発表(内閣府)
- 1月15日：世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)(スイス・ダボス、19日まで)
- 1月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 1月22日：日銀金融政策決定会合(日銀、23日まで)
- 1月24日：貿易統計発表(財務省)
- 1月25日：米・2023年第4四半期の米GDP速報値(米・商務省)
- 1月30日：有効求人倍率発表(厚労省)
- 1月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



新年明けましておめでとうございます。

本年も引き続きお引き立てのほど、宜しくお願いいたします。

令和6年1月10日発行

項目	内容	適用時期等																			
賃上げ税制の見直し・延長 (大企業・中堅企業)	<p>① 給与等の支給額が増加した場合の税額控除について、下記のように控除率の見直しが行われ、適用期限が3年間延長されます。 (控除率は最大で25%+5%+5%=35%)</p> <p>② 従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を中堅企業とし、従来の賃上げ率の要件(3%以上)を維持しつつ、控除率が見直されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃上げ率</th> <th>3%以上</th> <th>4%以上</th> <th>5%以上</th> <th>7%以上</th> <th>教育訓練費条件○</th> <th>子育て条件○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td rowspan="2">+5%</td> <td rowspan="2">+5%</td> </tr> <tr> <td>中堅企業※</td> <td>10%</td> <td colspan="2">25%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業も適用可</p>	賃上げ率	3%以上	4%以上	5%以上	7%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○	大企業	10%	15%	20%	25%	+5%	+5%	中堅企業※	10%	25%			令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長
賃上げ率	3%以上	4%以上	5%以上	7%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○															
大企業	10%	15%	20%	25%	+5%	+5%															
中堅企業※	10%	25%																			
賃上げ税制の見直し・延長 (中小企業)	<p>① 中小企業向けの給与等の支給額が増加した場合の税額控除について、下記のように見直しが行われ、適用期限が3年間延長されます。 (控除率は最大で30%+10%+5%=45%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃上げ率</th> <th>1.5%以上</th> <th>2.5%以上</th> <th>教育訓練費条件○</th> <th>子育て条件○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>15%</td> <td>30%</td> <td>+10%</td> <td>+5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当期の税額から控除できなかった分は5年間繰越しができるようになります。</p>	賃上げ率	1.5%以上	2.5%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○	中小企業	15%	30%	+10%	+5%	令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長									
賃上げ率	1.5%以上	2.5%以上	教育訓練費条件○	子育て条件○																	
中小企業	15%	30%	+10%	+5%																	
中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充	<p>中小企業の再編を促すため、M&A後に生じた想定外の損失に対応できるよう、買収額の一定割合を損失準備金として損金算入できる制度について、下記の改正が行われます。</p> <p>① 複数回のM&Aを実施する場合には、損失準備金の積立率が現行の70%から最大100%に拡充されます。</p> <p>② 取り崩さない据置期間が現行の5年から10年に延長されます。</p>	産業競争力強化法改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に取得した株式等に適用																			
戦略分野国内生産促進税制の創設	<p>事業採算性にのりにくい、GX、DX等の投資を促進する税額控除の制度が創設されます。</p> <p>産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人のうち同法の事業適応計画の認定を受けたものが、その計画に従って一定の設備の新設等をする場合には、税額控除ができるようになります。税額控除額は生産や販売量などを掛け合わせて計算され、赤字だった場合、黒字化するまで控除額を繰り越せません(半導体は3年間、それ以外の設備は4年間)。</p>	産業競争力強化法改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産等に適用																			
イノベーションボックス税制の創設	<p>青色申告書を提出する法人が自ら研究を行った特許権やAI分野のソフトウェアに係る著作権について、その譲渡所得やライセンス所得の30%の損金算入を認める制度が創設されます。</p>	令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用																			
暗号資産の評価方法等の見直し	<p>法人が有する市場暗号資産に該当する一定の暗号資産の期末における評価額が原価法と時価法から選択できるようになります(現行は時価法のみ)。</p>	大綱に明記無し																			
交際費等の損金不算入制度の見直し・延長	<p>損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準が、現行の1人あたり5千円以下から1万円以下に引き上げられ、適用期限が3年延長されます。</p>	令和6年4月1日以後の飲食費より適用																			
外形標準課税の減資への対応措置	<p>規模の大きい企業の減資への対応として、現行基準(資本金1億円超)は維持しつつ、下記の場合でも外形標準課税の対象とする基準が追加されます。</p> <p>① 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円超の場合</p> <p>② 資本金と資本剰余金の合計額50億円超の法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円超の場合</p>	<p>① 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p> <p>② 令和8年4月1日に開始する事業年度から適用</p>																			
その他	<p>支払調書等のe-Tax対象の拡大</p> <p>e-Taxでの提出義務となる支払調書等の枚数基準について、現行の100枚以上から30枚以上に引き下げられます。</p>	令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等から適用																			

令和6年1月10日発行

項目	内容	適用時期等									
所得税・個人住民税の定額減税の導入	<p>① 令和6年6月に所得税3万円、個人住民税1万円が減税されます。ただし、令和6年の本人の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下(給与所得のみの場合、年収2,000万円以下)の者に限られます。</p> <p>② 上記の減税額は、次の金額の合計額となり、各税額を越える場合は、その税額が限度額となります。 (今後の予算で、減税で対応しきれない世帯は、給付で対応される予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>3万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者または扶養親族(居住者に限る)</td> <td>1人につき3万円</td> <td>1人につき1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 令和6年6月の源泉徴収(給与・年金)、令和6年の7月の予定納税等で控除し、控除しきれない金額は以後の支給額等で調整を行います。</p>		所得税	個人住民税	本人	3万円	1万円	同一生計配偶者または扶養親族(居住者に限る)	1人につき3万円	1人につき1万円	令和6年6月1日以後、最初に支払いを受ける給与等にて控除
	所得税	個人住民税									
本人	3万円	1万円									
同一生計配偶者または扶養親族(居住者に限る)	1人につき3万円	1人につき1万円									
資産課税・所得税 子育て世帯等への支援の拡充 (住宅ローン控除・住宅リフォーム税制)	<p>子育て特例対象個人(※)に下記の支援が行われます。</p> <p>① 住宅ローン控除: 令和6年入居分を対象に控除対象となるローン残高の上限が現行水準のままとなります(最大5,000万円で維持され、非該当は最大でも4,500万円)。</p> <p>② 住宅リフォーム税制: 一定の子育て対応改修工事が適用対象に追加され、工事費用相当額(250万円を限度)の10%の税額控除ができるようになります。</p> <p>③ 扶養控除等の見直しは令和7年度税制改正で行われる予定です。</p> <p>※ 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者</p>	①② 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用									
ストックオプション税制の拡充	<p>新株予約権に係る権利行使をした際の優遇措置について、下記のとおり権利行使価額の限度額が引き上げられます。</p> <p>① 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が現行の1,200万円から2,400万円に引き上げられます。</p> <p>② 設立日以後の期間が5年以上20年未満である等の一定の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が現行の1,200万円から3,600万円に引き上げられます。</p>	大綱に明記無し									
住宅取得等資金贈与の非課税措置の見直し・延長	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象に一定の見直しが行われた上で、その適用期限が 3年延長 されます。	令和6年1月1日以後の贈与等について適用し、令和8年12月31日まで延長									
非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限の延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用に必要な手続きである 特例承継計画の提出期限が2年間延長 されます。	特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで延長									
居住用財産の買換え等の場合の各特例の延長	以下の制度が 2年間延長 されます。 ① 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除 ③ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除	令和7年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長									
プラットフォーム課税の導入	国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供について、国税庁長官の指定を受けた一定のプラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものは、その プラットフォーム事業者に消費税が課税 されることとなります。	令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用									
インボイス制度の見直し	① 3万円以下の自動販売機等による課税仕入れ について、令和5年10月1日以降の分も含め、帳簿への 住所等の記載が不要 となります。 ② 簡易課税制度や小規模事業者の経過措置を適用する事業者が税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等の経理処理について見直されます。	令和5年10月1日以後の課税仕入れ等から適用									